

一般社団法人静岡県設備設計協会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 旅費の支給対象者は、正会員、特別会員及び賛助会員（以下「会員」という。）とする。
2 会員が本法人の業務により出張する場合に旅費を支給する。ただし、理事会、総会、研修会、講習会などに出席する場合は支給しない。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、次の2種類とする。

(1) 国内出張旅費

(2) 外国出張旅費

2 国内出張旅費の内容は、交通費、日当及び宿泊料とする。

3 国内出張旅費の金額は、別表1に定める額とする。

4 前項の規定にかかわらず、本法人の事務局及び静岡市内へ出張する場合は、交通費を別表2に定める額とする。

(交通費の計算)

第4条 交通費は、業務遂行上最も経済的で常識的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務の都合又は天災、交通事故その他止むを得ない理由で予定の経路及び方法によることができなかった場合は、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

(宿泊料)

第5条 宿泊料は、10,000円とする。

(外国出張旅費)

第6条 外国出張旅費及び付随する経費は、その都度、会長、副会長及び専務理事が協議を行って決定する。

(旅費の支給)

第7条 旅費の支給は概算払いを原則とし、不足額が発生した場合は、清算を行うものとする。ただし、本法人の事務局及び静岡市内へ出張する場合は清算を行わない。

(講師等への支給)

第8条 講習会の講師等への旅費の支給については、その都度、講師等との調整により会長が決定する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

別表 1 (国内出張旅費の金額) (第 3 条第 3 項関係)

(円)

| 項 目 | 金 額 | |
|------------|-----|----------|
| | 県 内 | 県 外 |
| 交通費 | 実 費 | 実 費 |
| 日当 (1 日当り) | な し | 5, 0 0 0 |

別表 2 (事務局及び静岡市内への交通費)

(第 3 条第 4 項関係)

(円)

| 出張の起点 (市区町) | 金 額 |
|-------------|----------|
| 御殿場市 | 6, 0 0 0 |
| 三島市 | 5, 0 0 0 |
| 沼津市 | 5, 0 0 0 |
| 富士宮市 | 4, 5 0 0 |
| 富士市 | 4, 0 0 0 |
| 静岡市清水区 | 1, 5 0 0 |
| 静岡市葵区及び駿河区 | 1, 0 0 0 |
| 焼津市 | 1, 5 0 0 |
| 藤枝市 | 1, 5 0 0 |
| 島田市 | 2, 0 0 0 |
| 吉田町 | 3, 0 0 0 |
| 牧之原市 | 3, 0 0 0 |
| 菊川市 | 3, 0 0 0 |
| 掛川市 | 3, 5 0 0 |
| 袋井市 | 3, 5 0 0 |
| 磐田市 | 4, 0 0 0 |
| 浜松市 | 6, 0 0 0 |

注) 上表に定めがない起点の場合、公共交通機関を利用した場合の金額に 5 0 0 円を加えた金額とする。